

諮問番号：平成30年度諮問第3号

答申番号：平成30年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件保険及び本件口座は審査請求人の名義であるが、母が管理しているものであり、前居住地の保護実施機関では母の資産と認定されていたにもかかわらず、処分庁がこれらを審査請求人の資産と認定し、原処分において本件保険料を収入認定したことは違法又は不当であると主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

本件保険及び本件口座は審査請求人の名義である以上、審査請求人の資産と判断されるものであり、扶養義務者の援助は保護に優先して行われるものであるところ、母が本件保険料を支払っている以上、扶養援助と認定するのが適当であるから、原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産をその最低限度の生活の維持のために活用することが求められるのであるから、本件保険の契約者及び被保険者が審査請求人であることが認められる以上、特別な事情がない限りは審査請求人の資産と認定すべきである。

本件保険については、死亡保険金以外の保険金の受取人は審査請求人となっており、審査請求人は母が自分のために本件保険に加入していることを認識し、母は審査請求人の将来に備えて保険料を支払ってきたと説明していることから、事実上、本件保険の保障の効果は審査請求人に及ぶものと認められる。

また、他に本件保険を審査請求人の資産と認定することが不相当となる特別の事情を認めることはできないから、この点に関する処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

2 本件保険及び本件口座は審査請求人の名義であるが、母が管理しているものであり、前居住地の保護実施機関では母の資産と認定されていたにもかかわらず、処分庁がこれらを審査請求人の資産と認定し、原処分において本件保険料を収入認定したことは違法又は不当であると主張しているものと解されるが、前記1のとおり、原処分は法令等の規定に従って適正に行われたものであるか

ら採用することはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年4月19日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（生活保護法第4条第1項）、他の法律に定める扶助は、すべて法による保護に優先して行われる（同条第2項）。

また、保護の変更の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、保護に当たっては、他からの仕送り、贈与等による収入については、社会通念上収入として認定することを適当としないものを除き、すべて認定することとされている。

そこで本件についてみると、本件保険は審査請求人を契約当事者とし、死亡保険金以外の保険金の受取人も審査請求人となっている。他方、審査請求人の母によると、保険料については、これを審査請求人の母が審査請求人を名義人とする口座に入金しており、この点は審査請求人もまた認めているところである。また、審査請求人は、上記口座が審査請求人の名義にはなっているものの、その管理は審査請求人の母が行っており、したがって審査請求人の母の資産である旨を主張するが、本件保険契約の名義人が審査請求人であること、保険金の受取人が審査請求人であることに鑑みると、審査請求人の母が審査請求人名義の口座に入金する保険料相当額は、審査請求人に対する仕送りによる収入とみなされるべきものである。

以上の点から、上記保険料相当額を収入と認定し、生活保護法第63条に基づきその返還を命ずる原処分は、法令等に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美